(趣旨)

- 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に規定する地域生活支援事業として実施する住宅改修費給付事業に関し必要な事項を定めるものとする。 (給付対象者)
- 第2条 住宅改修費の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。
 - (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者であって、障害程度等級が3級以上(特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上)の者又は厚生労働省科学研究難治性疾患克服研究事業のうち臨床調査研究分野の対象疾患の者で、かつ、下肢、体幹機能に障害のある者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条に規定する学齢児以上の年齢である者
 - (3) 現在居住している住宅について住宅改修を行う者
 - (4) 廃止前の重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年3月31日障第267号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)第3、廃止前の重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年3月31日障第268号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)第3又は廃止前の高松市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成9年4月1日制定)第2条第1項の規定による住宅改修を受けていない者
 - (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)等の規定による住宅改修の対象 となっていない者

(住宅改修の範囲)

- 第3条 給付の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用 具の購入及び住宅の改修工事とする。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消

- (3) 滑り防止、移動の円滑化等を目的とする床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え

(給付の限度)

- 第4条 住宅改修費の給付は、原則1回とし、給付額は、前条の住宅改修に要した費用の額(その額が20万円を超えるときは、20万円)を限度とする。 (給付の実施)
- 第5条 住宅改修費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 高松市住宅改修費給付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市 長に提出しなければならない。
 - (1) 住宅改修工事計画書(図面等)
 - (2) 工事見積書
 - (3) 借家の場合は、家主の承諾書
 - (4) 住宅改修前の状況を示す写真等
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、 必要に応じて実地調査等を行い、給付の適否を決定するものとする。
- 2 市長は、給付の適否を決定したときは、高松市住宅改修費給付決定通知書 (様式第2号)又は高松市住宅改修費給付却下通知書(様式第3号)により、 その旨を申請者に通知するものとする。また、給付を行うこととした場合は、 申請者に高松市住宅改修費給付券(様式第4号。第8条において「給付券」 という。)を併せて交付するものとする。

(完了写真の提出)

第7条 申請者は、対象工事が完了したときは、速やかに改修後の状況を示す 写真を市長に提出しなければならない。

(住宅改修費の請求)

第8条 住宅改修を実施した業者が、住宅改修費を市長に請求しようとするときは、所定の請求書に給付券を添えて、市長に提出しなければならない。

(日常生活用具給付事業の制度の適用)

第9条 利用者負担額の算定に関しては、高松市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年10月1日施行)第6条の規定の例による。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして 使用することができる。

高松市長 殿

申請者 」(対象者との続柄) 電話番号

高松市住宅改修費給付申請書

住宅改修費の給付について、次のとおり申請します。 なお、給付申請に対する決定のため、公簿等により私及び世帯員の課税状況について 確認されることに同意します。

	また、	. 生	活 保 i	護り 文糸	台の有無につ	111	惟認	される	<u> </u>	- 미	<u>、ます。</u>						
	氏	名	7				生	年月日		年	月	日生	Ė(歳)			
対象者	住	戸	f				•		個人看	番号	-						
		障等	害者引	三帳番号		第	第 号			(年	月	日	交付)			
	障害者	障害名			•					障害	等級			級			
	難病	疾点	患名							症	状						
	氏 名			対象者 との続柄	生年月日		個	人 番	号		年度市 等割	町村民和 所得害		備考			
+ -				本人		_		有	· 無								
世帯の										有	· 無		円				
状況										有	· 無		円				
										有	· 無		円				
										有	· 無		円				
	請者の		給与	等所得	障害年金	2	手当そ			の他	<u>{</u>	計	生活保護 の受給の				
年:	及び障害金等の受			円								円		有無			
給	伏 況					円		円		円			有	· 無			
給	付を	希望	する:	理由													
改	修を行	行う	住宅	の住所													
改工内	修事容	【1 1 手 3 房 6 そ	三 ケリスティック かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしゃ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	の取付 変更 (- 扉の取替え - 5 便器の取替え 3 /						居宅生活動作補助用具】 便器 2 手すり スロープ その他 ()						
現在の住居 住宅 2 借				1 自 2 借	宅家	浴	槽	1 和 2 洋 3 な	式式し		便 器	1 和 2 洋 3 携	式式用				
現で	生の介 犬況	護	入浴		しの介助が必要 はのみ 治・清拭い ていない うでできる	排	便	使用	の介助 (携帯月] ででき	が必要 引)を る	移動	1 車 2 他 3 自	の介 - 部	、助が必り 、全部)			

 高
 第
 号

 年
 月
 日

様

高松市長

高松市住宅改修費給付決定通知書

先に申請のありました住宅改修ついては、次のとおり決定しましたので、通知します。

給	付		番	号	第	号	給 年	付 月		定日			年	月	日
対	象	者	氏	名			生	年	月	日					
改(修する	住	宅の原	f 在											
び		する)内容 3 居宅 名												
業		者		名											
業	者	の	住	所						電話番号					
価				格							円				
費	用	負	担	額							円				
差自	額 己	に 負	よ 担	る 額							円				
住	宅 改	修	費の	額							円				
注	意		事	項	で 表 で か が が が し 、 後 り し 、 と れ り し 、 と れ り し 、 り し し 、 り し 、 り し 、 り し 、 り し 、 り し 、 り し 、 り し り し	大の大きでは、一の大きでは、一の大きでは、一の大きでは、一切では、一切では、一切では、いいのでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	業、だと担こ	に払いのに、支う。目供費	払こ的す	うと こる	とされては	条た 吏で	ににしませ	付いて譲渡ん。	れる は、 し、

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市住宅改修費給付却下決定通知書

先に申請のありました住宅改修費の給付については、次の理由により却下します。

理由

高 松 市 住 宅 改 修 費 給 付 券

給	付		番	号	第	;	-	号	給作	寸券	発彳	亍 年	月	日				年	J	1	日
対	象	者	氏	名																	
生 及	年 び		月 年	日齢															(景	鼓)
居		住		地																	
扶養	をする	る者	一の日	6名								対 続	象	者	と	の 柄					
住年	它 改	修	の内	容																	
改 住	多す	る	住宅	が																	
					利		用	者	<u> </u>	負	Į		担		名	頂				Į.	
価	価			格	費	用	負	担	額	差自	額		に 負	よ 担		る 質	公	費		担	額
				円					円						F	円					円
施	エ	業	者	名																	
			の住 舌番													(TEL	,	_	_)
この	多多。 第0)有	効期	限		者かの提え	らの業 ^{末期限}	平)	成生	手 月		日	3	業 者 費 支 限				平成	年	月	日
上記のとおり決定する。																					
			年		月	B										Ē	- 京松	:市長			
受	領	し	た	目		年	月	ļ	∃	受允氏。										Ð	
	そ 特言																				